

国の子ども施策の動向

1 「こども家庭庁」の設立

令和5年4月1日に、こどもに関する行政の担当を一本化し、社会全体でこどもを育てることを目的とし、内閣府の外局として「こども家庭庁」が設立されました。

<「こども家庭庁」の目的>

こども家庭庁設置法 概要資料より（内閣府）

◆趣旨

こども（心身の発達の過程にある者をいう。以下同じ。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とするこども家庭庁を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

2 「こども基本法」の施行

令和5年4月1日にこども施策を社会全体で総合的かつ強力的に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。

<「こども基本法」の目的>

こども基本法 第1条より

◆この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

<「こども」の定義と「こども施策」について>

こども基本法 第2条より

◆この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

◆この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

3 「こども大綱」と「こども計画」

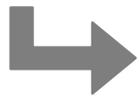
(1) 「こども大綱」について

「こども基本法」では、こども施策を総合的に推進するために、国は「こども大綱」を定めるよう義務付けています。

< 「こども大綱」について >

こども基本法 第9条より

- ◆こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（「こども大綱」）を定めなければならない。
- ◆こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
 - (1) 少子化社会対策基本法に基づく「少子化社会対策大綱」
 - (2) 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」
 - (3) 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」



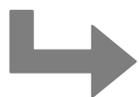
国は、既存3大綱を一体化し、「こども大綱」を定める。
※令和5年12月22日閣議決定

「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

< 「こどもまんなか社会」について >

こども大綱より

- ◆こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」
～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～
- ⇒「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。



「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども施策に関して6本の柱を基本的な方針としている。



こども家庭庁ホームページより

(2) 「こども計画」について

市町村は、国が策定する「こども大綱」を勘案して、「市町村こども計画」を定めるよう努めることとされました。

こども計画は、既存の各法令に基づく関連計画と一体のものとして策定することができます。

※現在、こども家庭庁にて「自治体こども計画策定のためのガイドライン」が策定中

<都道府県・市町村による「こども計画」の策定について>

こども基本法 第10条より

- ◆都道府県は、「こども大綱」を勘案し、「都道府県こども計画」を定めるよう努める。
- ◆市町村は、「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案し、「市町村こども計画」を定めるよう努める。
- ◆「こども計画」は、国の既存3大綱に基づく市町村計画である「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策に関する計画」その他のこども施策に関する計画（「子ども・子育て支援事業計画」など）と一体的に作成することができる。

<関連計画について>

こども基本法説明資料より

- ◆都道府県こども計画・市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができます。
 - ✓ 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画・市町村子ども・若者計画
 - ✓ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県計画・市町村計画
 - ✓ その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものの例
 - 次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画・市町村行動計画
 - 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画



こども家庭庁ホームページより

4 市町村子ども計画の策定に向けて

(1) 「子ども・子育て支援事業計画」及び「子ども計画」について

計画名称	計画の位置付け
子ども・子育て支援事業計画	<ul style="list-style-type: none">● 子ども・子育て支援事業計画● 次世代育成支援行動計画● 子どもの貧困対策に関する計画● 母子保健計画
市町村子ども計画	<ul style="list-style-type: none">● こども計画● 子ども・若者計画

→国の「こども大綱」及び「愛知県こども計画」を勘案し、「長久手市こども計画（仮称）」を策定予定。

(2) こども等の意見の反映に関する取組について

こども基本法 第11条

「こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」

意見聴取に関する取組（案）

- こども・若者に対するアンケート調査
- こども向けパブリックコメント
- 対面ヒアリング・意見交換会（座談会形式のヒアリング、市長との意見交換など）